

仕 様 書

1 件名

平成 27 年度 伝統工芸品普及促進プロジェクト 海外展示会における現地代理店等業務委託について

2 目的

「伝統工芸品の普及促進プロジェクト」の一環として「東京手仕事」ブランドの海外発信、支援商品の国際販路の開拓、普及促進を目的に海外展示会「メゾン・エ・オブジェ」及び「アンビエンテ」に出展する。出品事業者及び商品の PR、新規取引先開拓、販路拡大、認知度向上を推進し、海外における販路の確保と流通システムの構築を図り、販売促進することで、出品事業者の持続的な成長と自立につなげていく。

両展示会の会期中及び会期後の現地代理店として、商品の受発注窓口等業務を委託することにより、伝統工芸品の海外における流通を促進し、今後の欧州マーケットにおける販売体制を構築する。

なお、業務履行については、以下に記載の当事業公式ホームページを参照し、事業理念などを踏まえて実施にあたること。

伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業公式サイト

<http://www.tokyo-craft.jp/>

3 展示会名・日時・場所

(1) 展示会名 MAISON & OBJET 2 016 (メゾン・エ・オブジェ)

日時 2016 年 1 月 22 日(金)～1 月 26 日 (火) 9:30～19:00 (26 日は 18:00 まで)

場所 Parc des Expositions de Paris Nord Villepinte, France ,Paris

(2) 展示会名 ambiente2016 (アンビエンテ)

日時 2016 年 2 月 12 日(金)～2 月 16 日 (火) 9:30～18:00 (16 日は 17:00 まで)

場所 Messe Frankfurt Ludwig-Erhard-Anlage 1,60327 Frankfurt am Main ,Germany

4 展示スペース

ア MAISON & OBJET 出展 (ホール 1) スペース 48 平米 (W8.0m×D6.0m=48 m²)

イ ambiente 出展スペース (ホール 4) JETRO ジャパンパビリオンスペース
6 平米 (W2.0m×D3.0m=6 m²)

ウ ambiente 出展スペース (ホール 11) JETRO ジャパンパビリオンスペース
6 平米 (W2.0m×D3.0m=6 m²)

5 委託内容

(1) 会期前準備

ア 展示会開催前における事務局との事前打ち合わせ

イ 出品事業者との取引形態の流れの確認 (国際物流・受発注システム・在庫管理・営業方法・バイヤー商談卸値確認等)

ウ なお海外バイヤーとの取引経験がない事業者については、商談条件設定に際して的確なアドバイスをを行うこと。

(2) 会期中

- ア 現地代理店としてブースに駐在、商品の説明、受注業務を行う
- イ 会期中、または会期後に本展での受注情報、顧客情報を提出すること

(3) 実演手配

- ア 会期中の1月22日、23日、24日の3日間、会場ブース内で実演を実施するに当たり、公社が定めた江戸木版画実演者との契約及び支払手続きを公社担当者と打ち合わせの上、公社に代わって行うこと。
- イ 実演者との実演契約は書面をもって行い、公社が定めた報償費（一人1日当たり15,500円）を支払うこと。実演者の往復航空券、現地での宿泊、保険に関する費用を明記すること。

(4) 通訳手配

- ア MAISON&OBJET 会期中に、フランス語⇄日本語通訳3名を手配置すること。
- イ ambiente 会期中に、ドイツ語⇄日本語通訳1名を手配すること。
- ウ 通訳は、経験5年以上とし、国際見本市での商談通訳経験を有すること。

(5) 会期後

- ア 展示会後にコンタクトが可能なバイヤー、顧客などとコンタクトを取り、商談を成約に結び付けるための交渉を行うこと。なお交渉では、随時出品事業者とコンタクトを取りバイヤーとの交渉内容について確認・調整を行うこと。
- イ 展示会後の販路開拓として、受託者の顧客リストに登録されているバイヤー等100者以上にもコンタクトをとること。
- ウ 上記ア、イについて、コンタクトを取ったバイヤー、顧客等のリスト及びその商談結果を分析し、まとめたものを報告書として提出すること。
- エ 展示会終了後から2016年3月末まで、欧州における販売窓口として、出品事業者の商品の受注業務を行う。なお、海外への輸出経験のない事業者に対しては、物流等のアドバイスをを行うこと。

- (6) ブース内で実施するテイスティングの際、使用するトレイなどを用意すること。なお、使用する物品は、「東京手仕事」のイメージを損なわないクオリティのものとする。

- (7) なお、現地代理店及び通訳用の入館証は、公社が用意するものとする。

6 その他

- ア 国際見本市において商談業務を行った経験があること。
- イ 東京及び欧州主要都市に事務所を構えていること。
- ウ 出品事業者と直接売買契約を取り交わし、取引のための口座の開設に関する交渉を行うこと。
- エ 会期中の商談記録（バイヤー情報、業種、属性、商品デザインの印象及び価格適正性等）を取りまとめ、会期後2週間以内に、公社に報告書を提出すること。
- オ 会期中及び会期後に、コンタクトを取ったバイヤー、顧客等のリスト及び受託期間中の商談分析結果をまとめたものを平成27年3月31日までに報告書として提出すること。
- カ 会場内の状況を適宜撮影したものは、催事終了後、公社担当者に報告、データで提出すること。
- キ 出品事業者については別紙を参照のこと。なお、出品商品については、後日、公社がデータ提供するものとする。

7 履行場所

（公財）東京都中小企業振興公社（以下、「公社」と言う。）が指定する場所

8 契約期間

契約確定日の翌日から平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

9 所有権・著作権等の帰属

本件委託業務に関して受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、公社に帰属する。受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

11 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報 は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙 2 「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

12 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙 3 に定めるところによる。

13 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

14 支払い方法

委託業務完了を確認後、請求書を受理した翌月末までに一括して支払う。

15 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。

16 連絡先

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援部総合支援課
伝統工芸品普及促進プロジェクト 山田・張
電話 03-3251-7881 FAX 03-3251-7888

平成 27 年度 伝統工芸品普及促進プロジェクト
メゾン・エ・オブジェ、アンビエンテ出品事業者

東京都指定 伝統工芸品名	事業者名
江戸切子	(有)フォレスト 鍋谷 孝
	(株)江戸切子の店 華硝 熊倉 千砂都
	廣田硝子(株) 廣田 達朗
	木本硝子(株) 木本 誠一
	(株)清水硝子 清水 三千代
	田島硝子(株) 田島 大輔
	山田硝子加工所 山田 真照
東京七宝	島山七宝製作所 島山 弘
東京手植ブラシ	(株)宇野刷毛ブラシ 宇野 千栄子 宇野 三千代
東京銀器	(有)日伸貴金属 上川 一男
	(株)森銀器製作所 森 將
江戸木版画	(株)高橋工房 高橋 由貴子
東京くみひも	(株)龍工房 福田 隆
東京籐工芸	ラタンファニチャー堀江 堀江 正則

	(有)加瀬ラタン工芸 加瀬 稔
東京染小紋	(有) 藤本染工芸 藤本 義和
	(株)富田染工芸 富田 篤
東京本染ゆかた	東京和晒(株) 瀧澤 一郎
江戸木目込人形	(株)松崎人形 松崎 篤
	(株)柿沼人形 柿沼 正志
銅器	根岸産業(有) 根岸 洋一